

## 



## 1 卒業 5 X 周年同窓会

(1) 卒業5 X周年同窓会について

埼玉大学教育学部(大学院を含む)を卒業・修了した者は、卒業後5年ごとに同窓会を開催することができ、 教友会から運営費等の補助を受けることができます。

開催を希望する該当年の学年理事は、相談の上、事務局に申し出てください。ただし、開催は義務付ける ものではありません。

(2) 次の年度に同窓会の開催順にあたる学年理事は、教友会の総会にできるだけ出席し、開催に向けた説明 を受けてください。

各学年の同窓会は、学年理事の方を中心に開催していただきます。

学年理事を受けていただける方は、現在の学年理事を通じて申込をしてください。

(3) 開催予定の前年度の教友会の総会に、学年理事の方にご案内を差し上げます。1 名は必ず参加してくだ さい。

総会の際、開催について細かな説明をいたします。

各学年の学年理事については、本誌30~31ページをご覧ください。(ホームページにも掲載しています。)

- 2 詳しい実施要項は、教友会総会にて説明します。
  - ○同窓会の開催にあたってお渡しするもの
    - ・各学年の会員の宛名シール(ただし、令和3年度の会員名簿に氏名、住所の記載のある方)
    - ・通知送料(往信・返信代)×人数 ・通知印刷代 ・当日の支援金 等 総額で10万円程度
- 3 詳細については、教友会総会の際に説明します。

## 卒業 5X 周年同窓会 開催年一覧表

- ●卒業 5X 周年同窓会は、下記の表のように実施することとし、開催予定の前年に、開催するかどうかを検討 してください。
- ※(見方) 平成28年3月卒業の人は、令和8年度に卒業10周年となる。
- ●令和7年度の開催予定の学年は以下のとおりで、令和2年3月卒、平成27年3月卒…昭和45年3月卒業の 学年理事の方は、令和6年度内に、学年同窓会開催の有無の検討を進めてください。

卒業 5X 周年	令和 7 年度 2025年	令和 8 年度 2026年	令和 9 年度 2027年	令和10年度 2028年	令和11年度 2029年	備考
5 周年	令和2年3月卒	令和3年3月卒	令和4年3月卒	令和5年3月卒	令和6年3月卒	卒業後 初回
10周年	平成27年3月卒	平成28年3月卒	平成29年3月卒	平成30年3月卒	平成31年3月卒	
15周年	平成22年3月卒	平成23年3月卒	平成24年3月卒	平成25年3月卒	平成26年3月卒	
20周年	平成17年3月卒	平成18年3月卒	平成19年3月卒	平成20年3月卒	平成21年3月卒	
25周年	平成12年3月卒	平成13年3月卒	平成14年3月卒	平成15年3月卒	平成16年3月卒	
30周年	平成7年3月卒	平成8年3月卒	平成9年3月卒	平成10年3月卒	平成11年3月卒	退職年齢延長に
35周年	平成2年3月卒	平成3年3月卒	平成4年3月卒	平成5年3月卒	平成6年3月卒	より 2023年度~61歳
退職時期	昭和61年3月卒	P <del>-1-1</del>	昭和62年3月卒	5 <del></del>	昭和63年3月卒	2025年度~62歳
40周年	昭和60年3月卒	昭和61年3月卒	昭和62年3月卒	昭和63年3月卒	平成元年3月卒	2027年度~63歳
45周年	昭和55年3月卒	昭和56年3月卒	昭和57年3月卒	昭和58年3月卒	昭和59年3月卒	2029年度~64歳 2031年度~65歳
50周年	昭和50年3月卒	昭和51年3月卒	昭和52年3月卒	昭和53年3月卒	昭和54年3月卒	となる予定
55周年	昭和45年3月卒	昭和46年3月卒	昭和47年3月卒	昭和48年3月卒	昭和49年3月卒	最終回

- ●地方公務員の退職年齢は、2023 年度から 2031 年度まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げることになりま した。
- ●卒業 35 周年、退職時期、卒業 40 周年同窓会を開催するにあたっては、どの時期に開催するか学年理事会で 検討願います。ただし、原則として3年以上間隔を空けてください。